

2017年12月26日

池田町公民館使用許可取り消し問題 教育委員会との合意にあたっての実行委員会の見解

町民と政党のつどい実行委員会
事務局長 牛越 邦夫

昨年12月初め、池田町の町民団体でつくる実行委員会が、池田町公民館を会場に野党共闘について話し合う「町民と政党のつどい」を計画したところ、池田町教育委員会が開催日前日になって使用許可を取り消すという前例のない事件が発生しました。その「使用許可取り消し」の理由も、チラシの表現に過剰反応し「政治的に偏っており特定の政党の利害に該当する」というものでした。

当然のことながら、問題の発生直後から、実行委員会は町と教育委員会の理不尽で不当な処分に厳重に抗議するとともに、質問書などを提出して対応の誤りを指摘し、謝罪と処分の撤回を求めてきました。

当初は自らの行為を正当化し、かたくなな態度をとっていた教育委員会も、次第に実行委員会側の主張に耳を傾けるようになり、話し合いの場を設けて双方の主張を付き合わせ一致点を見いだすという姿勢に変わってきました。

さまざまな曲折を経ながら協議を重ねた結果、町・教育委員会は昨年末の「取り消し処分」に至る経過の中に様々な不手際や誤りがあったことを認めて謝罪し、「取り消し通知書」を撤回すると表明、さらにこれまでの双方の協議内容を踏まえて、残された課題について今後も誠実に協議を続行することを実行委員会と合意しました。

私たちは町と教育委員会のこの対応を、問題の最終解決に向けた重要なステップとして評価するものです。

この1年を振り返って、この「公民館使用許可取り消し」問題をどのように総括すべきなのでしょう。重要な点をいくつか指摘したいと考えます。

第1は、今回の「通知書」の撤回と謝罪、および「合意」によって、問題発生以来はじめて公民館問題を最終的に解決する実質的な協議の基礎が築かれたことです。

今回の謝罪と「通知書の撤回」によって、実行委員会に対する不利益処分が取り除かれ、実行委員会の名誉が回復されました。

1年をかけてようやく公民館の理念や運営について本質的な議論を深め、公民館問題での根本的な解決をはかる条件ができたこととなります。その意味で、今回の合意は1つの大きな区切りとなりました。

第2は、これからの話し合いの主題となる法律やその運用などについての双方の認識は、

当然ながら1年前より深まっており、今後の公民館運営の基本的方向は教育委員会の「再回答書」などですでに示されていることです。

社会教育法第23条の見方について、双方に大きな相違が残っていることは事実です。

しかし、教育委員会は「若者を中心とした政治への関心向上のために社会教育法第23条でできるだけ制限をしない形で解釈する」とした文科省通達（平成27年）を踏まえ、「あらゆる政党・政治活動に対して広く公平に公民館を利用していただく」という方向をすでに示しています。また、広島市や和歌山県岩出市のように分かりやすい公民館規則をつくっている自治体に学ぶこともお互いに確認しています。その点を考慮すれば、「合意書」にあるとおり、今後の協議を通してよりよい解決策を見いだすことは十分可能だと私たちは確信します。

公民館は、主権者である住民の学習・表現・交流の大切な場です。それゆえに、行政は住民の権利を守り、公民館を自由に使い勝手のよい開かれた施設として運営する責務があります。

その意味で、今回の「合意書」の中で憲法・教育基本法の本質を確認していることは重要です。

第3は、双方がこれまでとってきた「真剣な話し合いによって問題を解決する」という立場の重要性を、この一年の経過を通してあらためて確認できたことです。

もちろん、これまでの局面の中で、余りに一方的な教育委員会の対応に、法廷での決着を考えるということも一時期なかったわけではありません。

しかし、事務レベルでの協議を織り交ぜながら、双方の意見を十分にたたかわせ相違点を確認していくことで、解決への道を探ることができました。真剣な話し合いを通して一致点を広げ合意を得るというやり方の大切さを確認できたことは大きな教訓となりました。

地域交流センター建設を控えたいま、教育委員会・公民館が今回の事案から多くの教訓をくみとり、分かりやすい公民館規則を定め、町民のための運営につとめることを強く求めます。

私たち自身も、住みよく活気ある町づくりをめざして住民の立場からの努力を重ねることを表明するものです。

以上